

三春町公共施設整備検討会議設置要綱

(設置)

第1条 三春町公共施設整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するため、公共施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、整備計画策定に関し必要な調査検討を行う。

2 検討会議は、検討結果を取りまとめ整備計画の素案を作成し、町長に提出するものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる職にあるものをもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議の委員長は副町長、副委員長は教育長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(公共施設整備検討作業部会の設置)

第7条 整備計画策定に関し必要な調査検討を円滑に推進するため、公共施設整備検討作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、庁内関係課の各グループより選出された別表2に掲げる者を委員として組織する。

3 作業部会の委員の任期は、任務が終了する日までとする。

4 作業部会に、作業部会長を置き、財務課長をもって充てる。

- 5 作業部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 作業部会の会議は、必要に応じ、作業部会長が招集し、議長は、作業部会長があたるものとする。
- 7 作業部会は、調査検討した結果を検討会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討会議及び作業部会の庶務は、別表3に掲げるものにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議及び作業部会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成27年11月5日から施行する。

別表 1 (第3条・第5条関係)

区分	職名	氏名	
委員長	副町長	坂本 浩之 H28. 4～	橋本 國春 ～H27. 12
副委員長	教育長	高橋 正美 H28. 11～	遠藤 真弘 ～H28. 10
委員	総務課長	佐久間 幸久	
委員	財務課長	佐藤 保良	
委員	住民課長	遠藤 信行	
委員	除染対策課長	村田 浩憲	
委員	税務課長	増子 伸一	
委員	保健福祉課長	佐久間 孝夫	
委員	産業課長	新野 徳秋	
委員	建設課長	伊藤 朗	
委員	会計室長	遠藤 弘子	
委員	企業局長	滝波 廣寿	
委員	教育課長	影山 敏夫	
委員	生涯学習課長	本間 徹	
委員	議会事務局長	佐久間 収	

別表 2 (第7条関係)

課名	グループ名	職・氏名	備考
総務課	企画情報グループ	主任主査 渡辺 淳	町長期計画
財務課	財務・改革グループ	主査 宗像 哲志	財政
	管理契約グループ	主任主査 佐久間 正浩	管理契約
住民課	住民グループ	主事 厚海 千加子	窓口業務
税務課	課税グループ	主事 冨塚 俊樹	窓口業務
保健福祉課	健康づくりグループ	主幹 佐久間 美代子	子育て支援、施設担当
産業課	農林グループ	主任主査 佐久間 島宏	産業振興
建設課	都市グループ	主幹 新野 恭朗	都市計画、公園
	建築グループ	技師 服部 佑亮	建築
教育課	幼児教育グループ	主幹 藤井 康	子育て支援
生涯学習課	社会体育グループ	主任主査 近内 信二	施設担当
	町民図書館	総括主幹 渡辺 正朝	施設担当
	児童生活センター	主幹 安部 良明	施設担当

別表 3 (第 8 条関係)

課名	職名	氏名
財務課	財務課長 (作業部会長)	佐藤 保良
	公共施設整備班長	宮本 久功
	管理契約グループ主事	本田 一真

三春町役場庁舎及び周辺関連施設整備基本構想

- | | |
|---------|----------------------|
| ○ 発行年月 | 平成 29 年 3 月 |
| ○ 編集・発行 | 三 春 町
福島県建築設計協同組合 |
| ○ 印 刷 | 石橋印刷株式会社 |